



山陽小野田市の高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスについてお知らせします。

①日常生活用具の給付

在宅のひとり暮らしの高齢者等が安心、安全な生活を送ることができるよう日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消化器）を給付します。

②軽度生活援助（ホームヘルプサービス）

老衰や心身の障がい等の理由により、日常生活に支障があるひとり暮らしの高齢者等で生活援助が必要な人が利用できます。ホームヘルパーがお伺いし、家事援助、外出援助、防災援助などの在宅サービスを行います。要支援および要介護の人は、介護保険の利用が優先されます。

※①②は、所得に応じて、利用者負担が必要な場合があります。

③日常支援型給食サービス

日常生活に不安のある次の①、②の在宅の人に対し、昼食を配達をすることで、安否の確認を行います。配達、毎週月曜日から金曜日までの指定された日に行います。

①ひとり暮らしの65歳以上の高齢者や65歳以上の高齢者のみの世帯の人

②ひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯の人

※利用者負担が必要となります。

お知らせ

毎月2回配達しています「ふれあい型給食サービス（老人食事サービス）」の対象者の年齢が「83歳以上」に変わりました。今月から、新たに申し込まれる人に対し適用されます。

〈問い合わせ・申請先〉高齢障害課（☎82・1171）



消費生活相談窓口からのお知らせ

●消費生活相談事例をご紹介します

〈相談〉

「いらないと断ったのに・・・？」

先日、「海鮮魚介類を買いませんか」と電話があり、「いりません」と断ったが、後日商品が届いた。どうしたらよいか。

〈対応〉

今回の相談事例は、突然の電話による勧誘販売のため、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリングオフ制度を利用して解約ができます。また、期間が過ぎても、勧誘時にうその説明をされたり、強引に契約させられたりした場合は、契約の取消しができる場合があります。

ワンポイント講座

今回の事例のように、いわゆる「送りつけ商法」は、できる限り受取拒否を行い、料金を払わないようにしましょう。一旦払ってしまうと、連絡先等がわからないことが多いため、代金を取り戻すことが非常に難しくなります。また、3,000円未満の現金取引の場合はクーリングオフの対象外となりますので注意が必要です。安易に契約をせずに家族や知人に相談し、契約は慎重に行いましょう。



〈問い合わせ先〉消費生活相談窓口（生活安全課内 ☎82・1133）